

家計消費状況調査の概要

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、個人消費動向の更なる的確な把握に資するため、情報通信技術関連の消費や購入頻度が少ない高額商品・サービスなどの消費の実態を安定的に捉えることを目的とする。

2 調査の対象と調査世帯の選定方法

この調査は、施設等の世帯を除いた全国の世帯について行っている。調査世帯の選定方法は次のとおりである。なお、標本設計には、平成17年国勢調査の結果を用いている。

(1) 抽出単位

調査世帯の抽出には、層化2段抽出法を用いている。第1次抽出単位は調査地点（平成17年国勢調査のために設定された調査区で構成される）、第2次抽出単位は世帯としている。

(2) 層化と調査地点数の配分

① 全国を地方（9区分）及び都市階級（4区分）別に区分し、この区分を層とする。層の数は、四国地方で大都市に該当する市がないため、35となっている。地方及び都市階級の区分は次のとおり。

ア 地方…北海道（北海道）、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）の9地方

イ 都市階級…大都市（政令指定都市（相模原市及び岡山市を除く。）及び東京都区部）、中都市（大都市を除く人口15万以上の市）、小都市A（人口5万以上15万未満の市）、小都市B・町村（人口5万未満の市及び町村）の4階級

② 調査地点数は全国で3,000とし、層別の調査地点数は各層の一般世帯数により比例配分

した数とする。

(3) 調査地点の選定

① 各層から、配分された調査地点数の4分の1の数の国勢調査調査区を無作為に抽出し、抽出された国勢調査調査区が含まれる市町村を調査市町村とする。

② 調査市町村では5年間継続して調査を行うため、市町村を五つの地域に分割する。なお、①において、2以上の国勢調査調査区が抽出された市町村では、抽出された国勢調査調査区数の5倍の地域に市町村を分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

③ ②で分割した地域のうち1地域について、更に四つの地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

④ ③で分割した各地域から、国勢調査調査区で構成される地域を無作為に1地域抽出し、調査地点とする。

⑤ ④で抽出した調査地点での調査終了後は、②で分割した別の地域で調査地点の抽出を同様に行い、調査地点を交替する。

(4) 調査世帯の選定

調査世帯の選定に当たっては、住民基本台帳（又は選挙人名簿）から、調査地点の世帯をリストした調査対象世帯名簿を作成する。この名簿から、一定の統計上の抽出方法に基づき、調査世帯を10世帯（うち二人以上の世帯は9世帯、単身世帯は1世帯）抽出する。これにより、全国3,000地点から合計30,000世帯を抽出する。

(5) 調査世帯の交替

調査世帯は12か月間継続して調査し、(3)②で分割された別の地域の世帯に交替する。

また調査世帯は、12のグループに分けており、原則として毎月1グループずつ調査世帯を交替している。個々のグループに含まれる調査世帯数は調査世帯全体の12分の1の2,500世帯としている。

住居の移転等で調査を継続することができなくなった世帯は、調査予定期間が3か月以上残されている場合には、臨時的に代替の世帯を選定して残りの月の調査を行う。

ただし、平成 18 年 5 月から 19 年 3 月までに調査を開始した世帯の一部については、2 年間調査を行った。

3 調査事項

次に掲げる事項を調査する。

(1) 世帯の状況に関する事項（調査票 A）

- ・世帯に関する事項
- ・電子マネー等関連の利用状況

(2) 毎月の特定の商品・サービスの消費等に関する事項（調査票 B）

- ・世帯に関する事項（前月との変更）
- ・特定の商品・サービスへの 1 か月間の支出金額
- ・世帯の支出総額
- ・消費に関するインターネットの利用状況

4 調査の方法

調査は、民間の調査機関に委託し、調査員による留置き調査法とする。なお、調査票の回収は調査員の回収及び郵送調査法の併用により実施する。

また、調査員による回収は、平成 20 年 4 月以降は 1 か月目及び 6 か月目の 2 回実施している。

5 調査の時期

調査は毎月実施する。

6 集計

(1) 主な集計事項

- ・世帯に関する事項
- ・電子マネー等関連の利用状況
- ・特定の商品・サービスへの 1 世帯当たり 1 か月間の支出金額

(2) 集計の手順

回収した調査票の内容は、独立行政法人統計センターの電子計算機により集計する。

(3) 推定式

全国平均や地方別平均の推計は、層別の抽出率の逆数（線形乗率）に対して労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行ったものをウェイトに用いて行う。

ただし、単身世帯については、線形乗率を 1 として、労働力調査の世帯分布結果を基に補正を行って、結果を推定する。

四半期及び年平均については、月別結果の単純平均として算出する。

・世帯数の推定式

$$N = \sum_i \sum_j \sum_k \alpha_{ij} C_{ik}$$

N : 世帯数

α_{ij} : i 地方、 j 都市階級の線形乗率

C_{ik} : i 地方、 k 世帯人員別（単身世帯は男女年齢階級別）補正係数

・支出金額の月平均の推定式

$$\bar{X} = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_p X_{ijkp} \alpha_{ij} C_{ik}}{N}$$

\bar{X} : m 月の支出金額の平均

X_{ijkp} : i 地方、 j 都市階級、 k 世帯人員別（単身世帯は男女年齢階級別） p 世帯のある項目の支出金額

(4) 推定値の標本誤差

毎月分の集計データを用いて、平成 22 年平均値に対する標本誤差の推定を行った結果は、「表標準誤差及び標準誤差率」のとおりである。

なお、標準誤差の推定方法は以下のとおりである。

① 月別の標準誤差

標本は調査地点ごとの調査開始月による 12 の副標本で構成されているものとし、月別に以下の算式により算出する。

$$\hat{\sigma}(\bar{X}) = \sqrt{\frac{1}{12 \times (12 - 1)} \sum_{w=1}^{12} (\hat{X}_w - \bar{X})^2}$$

$\hat{\sigma}(\bar{X})$: 月別の標準誤差

\hat{X}_w : w 副標本による推定値

\bar{X} : 全標本による推定値

② 年平均の標準誤差

月別の標準誤差を用いて、以下の算式により算出する。

$$\hat{\sigma}_{year}(\bar{X}) = \sqrt{\frac{\sum_{m=1}^{12} \hat{\sigma}(\bar{X})_m^2}{(12)^2}}$$

$\hat{\sigma}_{year}(\bar{X})$: 年平均の標準誤差

$\hat{\sigma}(\bar{X})_m$: m月の標準誤差

なお、標準誤差率の算出は以下による。

$$\text{標準誤差率 } r_X = \hat{\sigma}(\bar{X}) \div \bar{X} \times 100$$

(5) 有効回答率

平成22年の有効回答率は67.4%であった。

平成22年12月までの有効回答率の推移は「図有効回答率の推移」のとおり。

7 調査結果の利用

この調査の結果は、四半期別GDP速報（QE）の推計に用いられているほか、家計調査において家計消費指数の推計に用いられている。

8 その他

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施した。

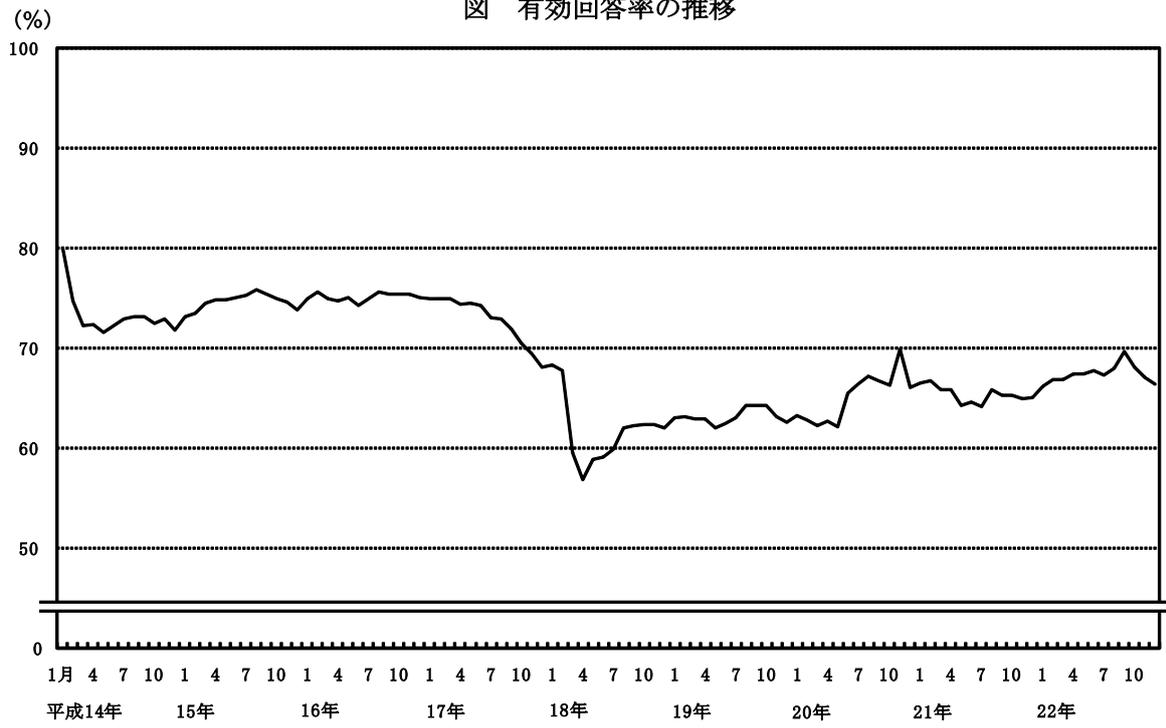
表 「標準誤差及び標準誤差率」

(全国)

平成22年平均	総世帯			二人以上の世帯			単身世帯		
	支出金額 (円)	標準誤差 (円)	標準誤差率 (%)	支出金額 (円)	標準誤差 (円)	標準誤差率 (%)	支出金額 (円)	標準誤差 (円)	標準誤差率 (%)
世帯人員(人)	2,49	0,00	0,0	3,11	0,00	0,0	1,00	0,00	0,0
有業人員(人)	1,21	0,00	0,0	1,49	0,00	0,0	0,53	0,00	0,0
世帯主の年齢(歳)	58,3	0,1	0,2	59,1	0,1	0,2	56,2	0,2	0,4
01 携帯電話(携帯電話・PHS)使用料	8,391	41	0,5	10,130	46	0,5	4,247	64	1,5
02 固定電話使用料	2,532	9	0,4	2,786	10	0,4	1,928	18	0,9
03 インターネット接続料(プロバイダ料金など)	1,874	8	0,4	2,099	7	0,3	1,336	25	1,9
04 ケーブルテレビ受信料(インターネット接続サービスセット契約の場合)	692	6	0,9	854	6	0,7	305	15	4,9
05 ケーブルテレビ受信料(テレビ放送受信のみの場合)	446	5	1,1	498	4	0,8	322	10	3,1
06 衛星デジタル放送視聴料	242	4	1,7	272	3	1,1	172	10	5,8
07 たんす	121	10	8,3	155	13	8,4	41	12	29,3
08 ベット	209	18	8,6	229	12	5,2	163	56	34,4
09 布団	387	15	3,9	448	14	3,1	241	36	14,9
10 机・いす(事務用・学習用)	159	9	5,7	204	12	5,9	50	10	20,0
11 食器戸棚	128	8	6,3	165	11	6,7	39	11	28,2
12 応接セット	196	11	5,6	257	15	5,8	53	14	26,4
13 楽器(部品を含む)	147	14	9,5	176	16	9,1	78	26	33,3
14 背広服	680	17	2,5	838	17	2,0	305	42	13,8
15 婦人用スーツ・ワンピース	963	19	2,0	1,059	18	1,7	735	46	6,3
16 和服(男子用・婦人用)	545	32	5,9	601	34	5,7	413	77	18,6
17 腕時計	285	19	6,7	315	20	6,3	213	44	20,7
18 装身具(アクセサリ類)	837	41	4,9	926	48	5,2	626	75	12,0
19 自動車(新車)	10,868	412	3,8	13,104	368	2,8	5,543	1,147	20,7
20 自動車(中古車)	2,695	155	5,8	3,386	159	4,7	1,051	313	29,8
21 自動車保険料(自賠責)	896	16	1,8	1,076	15	1,4	467	36	7,7
22 自動車保険料(任意)	2,778	32	1,2	3,364	28	0,8	1,383	82	5,9
23 自動車以外の原動機付輸送機器	404	84	20,8	382	35	9,2	458	277	60,5
24 自動車整備費	3,880	53	1,4	4,682	44	0,9	1,969	138	7,0
25 家屋に関する設備費・工事費・修理費(内装)	3,629	154	4,2	4,367	186	4,3	1,868	266	14,2
26 家屋に関する設備費・工事費・修理費(外装)	4,042	170	4,2	4,813	175	3,6	2,204	392	17,8
27 給排水関係工事費	1,389	51	3,7	1,680	66	3,9	695	99	14,2
28 庭・植木の手入れ代	730	28	3,8	764	25	3,3	648	71	11,0
29 家賃	10,961	146	1,3	8,455	110	1,3	16,932	287	1,7
30 宅地の地代	457	17	3,7	525	20	3,8	295	29	9,8
31 冷蔵庫	817	24	2,9	944	25	2,6	514	60	11,7
32 洗濯機	442	15	3,4	530	16	3,0	234	32	13,7
33 エアコンディショナ	1,107	33	3,0	1,330	35	2,6	576	76	13,2
34 ミシン	57	4	7,0	67	5	7,5	34	9	26,5
35 ステレオセット	61	10	16,4	64	10	15,6	52	24	46,2
36 パソコン	1,050	42	4,0	1,167	27	2,3	770	127	16,5
37 パソコン用周辺機器・ソフト	268	11	4,1	257	6	2,3	295	32	10,8
38 携帯電話機(携帯電話機・PHSの本体価格と加入料)	368	13	3,5	445	13	2,9	187	32	17,1
39 ファクシミリ付固定電話機	60	3	5,0	74	3	4,1	27	5	18,5
40 テレビ	3,967	66	1,7	4,659	64	1,4	2,317	155	6,7
41 デジタル放送用チューナー・アンテナ	201	7	3,5	232	8	3,4	127	14	11,0
42 ビデオデッキ(DVDレコーダー・プレーヤーなどを含む)	504	23	4,6	588	15	2,6	302	69	22,8
43 テレビゲーム(ソフト含む)	225	7	3,1	228	5	2,2	219	21	9,6
44 カメラ(使い捨てのカメラは除く)	288	10	3,5	335	11	3,3	176	24	13,6
45 ビデオカメラ	102	6	5,9	128	7	5,5	40	13	32,5
46 カーナビゲーション	188	10	5,3	237	13	5,5	72	19	26,4
47 歯科診療代	1,880	39	2,1	2,267	42	1,9	956	78	8,2
48 歯科以外の診療代	4,851	41	0,8	5,832	38	0,7	2,512	87	3,5
49 出産入院料	163	16	9,8	232	23	9,9	0	0	-
50 出産以外の入院料	1,849	39	2,1	2,336	48	2,1	689	72	10,4
51 国立授業料等(幼稚園～大学、専修学校)	1,989	54	2,7	2,688	47	1,7	323	131	40,6
52 私立授業料等(幼稚園～大学、専修学校)	6,683	132	2,0	9,425	200	2,1	1,52	69	45,4
53 補習教育費	2,514	44	1,8	3,472	58	1,7	2,321	42	18,1
54 有料道路料(ETC利用)	772	8	1,0	929	6	0,6	401	20	5,0
55 有料道路料(ETC以外利用)	140	3	2,1	155	2	1,3	104	10	9,6
56 自動車教習料	531	36	6,8	673	31	4,6	192	90	46,9
57 航空運賃	762	25	3,3	812	25	3,1	642	64	10,0
58 宿泊料	1,881	27	1,4	2,208	26	1,2	1,102	76	6,9
59 バック旅行費(国内)	2,977	42	1,4	3,537	49	1,4	1,642	88	5,4
60 バック旅行費(外国)	1,989	70	3,5	2,283	70	3,1	1,292	140	10,8
61 スポーツ施設使用料	1,059	15	1,4	1,224	17	1,4	664	28	4,2
62 筆式・披露宴費用	1,875	124	6,6	2,419	153	6,3	581	272	46,8
63 葬儀・法事費用	3,508	191	5,4	3,681	169	4,6	3,096	501	16,2
64 信仰関係費	2,396	94	3,9	2,568	110	4,3	1,984	223	11,2
(参考)支出総額に記入のあつた世帯について									
支出総額	296,312	1,001	0,3	341,298	919	0,3	186,955	2,180	1,2
仕送り金	4,901	95	1,9	5,456	77	1,4	3,585	318	8,9
贈与金	9,623	178	1,8	10,409	179	1,7	7,714	443	5,7
インターネットを利用した支出総額	3,879	57	1,5	4,238	40	0,9	3,007	167	5,6

注)1世帯1か月当たり支出金額(農林漁家世帯を含む。)

図 有効回答率の推移



地方・都市階級別調査対象世帯数、調査世帯数

地方	都市階級	調査対象世帯数	調査世帯数
01 北海道	1 大都市	833,796	440
	2 中都市	504,372	280
	3 小都市A	375,088	240
	4 小都市B・町村	655,636	400
02 東北	1 大都市	434,539	240
	2 中都市	1,039,391	640
	3 小都市A	891,607	600
	4 小都市B・町村	965,415	680
03 関東	1 大都市	6,887,132	3,600
	2 中都市	5,804,382	3,520
	3 小都市A	3,631,162	2,360
	4 小都市B・町村	1,466,347	1,000
04 北陸	1 大都市	296,554	200
	2 中都市	646,888	400
	3 小都市A	485,210	320
	4 小都市B・町村	444,846	320
05 東海	1 大都市	1,489,292	880
	2 中都市	1,491,587	960
	3 小都市A	1,658,431	1,120
	4 小都市B・町村	814,836	560
06 近畿	1 大都市	2,802,486	1,520
	2 中都市	2,719,421	1,720
	3 小都市A	1,909,452	1,280
	4 小都市B・町村	713,957	480
07 中国	1 大都市	477,664	280
	2 中都市	1,318,709	800
	3 小都市A	587,876	400
	4 小都市B・町村	527,800	360
08 四国	1 大都市	—	—
	2 中都市	701,001	400
	3 小都市A	373,083	240
	4 小都市B・町村	503,419	320
09 九州・沖縄	1 大都市	1,044,900	560
	2 中都市	1,517,405	880
	3 小都市A	1,529,326	1,000
	4 小都市B・町村	1,519,520	1,000
合計		49,062,530	30,000

(資料) 「平成17年国勢調査」

注1 調査対象世帯数＝一般世帯数

注2 平成19年4月1日現在

(平成17年国勢調査(平成17年10月1日)から平成19年4月1日までの間に配置分合のあった市町村については、都市階級を組替えて算出している。)